

●高知県農業経営改善関係資金基本要綱

目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善資金計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 4 その他
- 第4 窓口機関等
- 第5 窓口機関、融資機関、保証機関等の手続
 - 1 窓口機関の融資相談対応等
 - 2 窓口機関の関係機関への通知
 - 3 融資機関相互の分担関係の基準
 - 4 融資機関等の審査
 - 5 融資審査結果の窓口機関への通知
 - 6 借入希望者への通知
 - 7 融資実行後の措置
- 第6 その他

別表（第3の2関係）経営改善資金計画書の審査の考え方

別記第1号様式（第3の1関係）農業経営改善関係資金（前向き制度資金）借入申込希望書

別記第2号様式（第3の1関係）経営改善資金計画書（（1）から（4）までのいずれかを使用）、認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書

別記第3号様式（第3の4関係）令和〇年の経営状況報告書（△年目）

別記第4号様式（第5の6関係）融資審査等総括表

別記第5号様式（第5の6関係）借入申込書

別記第6号様式（第5の6関係）債務保証委託申込書

第1 趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲及び能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者をいう。）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーS資金」という。）で対応する。

第2 対象資金等

1 この要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
<p>1 農業近代化資金(以下「近代化資金」という。) (高知県農業近代化資金取扱要綱(平成14年8月19日付け14高農経第362号高知県農林水産部長通知)第2に定める資金(注1)をいう。以下同じ。)</p> <p>① 認定農業者向け(注2及び注3) ② 認定新規就農者向け(注4) ③ その他担い手向け</p>	<p>農業協同組合(以下「農協」という。)等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給する。</p> <p>〔2との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない。〕</p>	<p>経営改善のための一般的な長期資金(有利子)</p>
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金(以下「公庫資金」という。)</p> <p>(1) 農業経営基盤強化資金(以下「スーパーL資金」という。)(農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。) 認定農業者向け</p> <p>(2) 経営体育成強化資金(注5) (経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。第2に定める資金をいう。以下同じ。)) ① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの</p> <p>等農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能とする。)する。</p> <p>〔1又は2の(3)との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。〕</p>	
<p>(3) 農業改良資金(以下「改良資金」という。)(注6) (農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。))第3に定める資金をいう。以下同じ。) その他担い手向け</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能とする。)する。</p> <p>〔1又は2(1)若しくは(2)との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。〕</p>	<p>特別の場合の長期資金(無利子)</p>
<p>(4) 青年等就農資金 (青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。) 認定新規就農者向け</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能とする。)する。</p>	

(注1) 近代化資金のうち、高知県農業近代化資金取扱要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に定める資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

(注2) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。

(注3) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

(注4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。

(注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）により対応するものとする。

(注6) 改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーS資金の融通を受けることが可能である。

3 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は、次に定めるところによるものとする。ただし、1の(5)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、次に掲げるそれぞれの機関に別記第1号様式による農業経営改善関係資金借入申込希望書（以下「借入申込希望書」という。）及び別記第2号様式による経営改善資金計画書（同様式の(1)から(4)までのうち、該当するもの）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、この要綱に定める窓口機関の手続等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

ア 近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引をしている又は取引を希望する民間金融機関（農協、高知県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）、

銀行又は信用金庫)

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店

ウ 機関保証を希望する場合は、ア及びイの機関のほか、高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、次に掲げる事項等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別記第2号様式の(1)又は(2)により作成し、借入希望書を添えて、(5)の窓口機関に提出しなければならないこと。

なお、1回の借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は、直近期の前期）の農業粗収益及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は、総売上高）以下となっている借入希望者及び新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別記第2号様式の(1)又は同様式の(2)の経営改善資金計画書に代えて、別記第2号様式の(3)又は同様式の(4)の経営改善資金計画書（以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）

のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

(2) 認定農業者にあつては、(1)の書類と併せて農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては(1)の書類と併せて青年等就農計画書及び青年等就農計画の認定書の写しを、(5)の窓口機関に提出しなければならないこと。

なお、指導農業士等から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別記第2号様式の(5)の①の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出しなければならないこと。

(3) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言又は指導を必要とする場合（経営改善資金計画書及び借入申込希望書の記載不備を理由に(5)の窓口機

関に受理を拒否された場合を含む。)は、融資機関、関係機関(県(農業改良助長法(昭和23年法律第165条)第12条第1項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所(以下「関係指導所」という。))を含む。以下同じ。)、市町村、農業委員会、高知県担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等をいう。以下同じ。)等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する事前相談を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により事前相談を行うことができるものとする。

- (4) (5)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するよう努めること。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別記第2号様式の(5)の②の確認書を提出することができるものとする。

- (5) 経営改善資金計画書等((1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(4)の規定に基づき県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。)の提出先は、第4の1に定める窓口機関とすること。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、県(農業制度資金担当課又は関係指導所)に照会することができるものとする。

- (6) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1年半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は、実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮しなければならないこと。

- (7) 借入希望者は、活用が考えられる資金の選択及び融資審査に必要な資料を、窓口機関又は融資機関の求めに応じて提出しなければならないこと。

2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書及び借入申込希望書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別表に定める融資審査の考え方を参考として、次に掲げる事項について責任をもって判断しなければならないこと。

ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は、適切であり、実行可能か

イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、そ

の結果、融資の返済が可能となるか

ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合は、農業者の経営能力等に関し関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合は、農業者に対し、関係指導所等の指導を1年間受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、この場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者であるときは、関係指導所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者との協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とすること。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。

- (2) 融資機関は、担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行わなければならないこと。
- (3) 基金協会の保証については、基金協会の定めるところによるものとする。
- (4) (1)から(3)までの債権保全措置では融資額全額を担保できない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実であると認められるときは、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがあり得る。）ことを基本とすること。

また、融資機関は、(1)から(3)までの債権保全措置では融資額全額を担保することができない場合であっても、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断したときは、当該農業者に対し、関係指導所等の指導を1年間受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度審査を行うものとする。ただし、この場合において、借入希望者が認定新規就農者であるときは、融資機関は、

当該認定新規就農者に対し、関係指導所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

4 その他

- (1) 借入希望者は、第5の6の(2)の規定により、経営改善資金計画書等を窓口機関へ提出してから、原則として、1月半以内に融資の可否についての回答を受けられるものとする。

1月半以内に手続が終了しない場合は、窓口機関からその理由の説明がなされることとし、説明がない場合は、借入希望者は窓口機関に問い合わせることができるものとする。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、毎年、別記第3号様式による経営状況報告書により、経営状況を融資機関に報告しなければならないこと。ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた借入者にあつては、融資機関から別記第3号様式を参考にして当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められた場合を除き、報告を省略することができるものとする。

第4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行うことができる民間金融機関（農協、信連、四国銀行、高知銀行、愛媛銀行、高知信用金庫及び幡多信用金庫）及び公庫の受託金融機関

- (2) 公庫

- 2 県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。

- 3 県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については、窓口機関から除外することができるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。

- 4 県は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、本要綱対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿を整備するものとする。

第5 窓口機関、融資機関、保証機関等の手続

- 1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、本要綱対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備しなければならない。

また、窓口機関は、第3の1の(3)の規定により、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合は、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合は、次の規定に従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを送付しなければならない(個人情報取扱いについては、第6の3及び4に留意することとする。)

(1) 窓口機関が公庫であって借入希望書により公庫資金以外の資金の活用が考えられる場合は、借入希望者が希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関であって借入希望書により公庫資金の活用が考えられる場合は、公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを送付すること。

(2) 窓口機関は、借入希望者が関係指導所の指導を求める場合は、直ちに関係指導所に関係書類の写しを送付すること。

(3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農協、信連、銀行又は信用金庫が公庫資金を転貸する場合を含む。)ことが適当である場合は、借入希望者が基金協会による保証を全く希望しないときを除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付すること。

(4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合は、次の手続を行わなければならないこと。

ア (1)から(3)までの手続を含め、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けた市町村の特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)に関係書類の写しを送付すること。

イ スーパーL資金、経営体育成強化資金(市町村に認定を受けた青年等就農計画に基づく場合に限る。)、近代化資金(市町村に認定を受けた農業経営改善計画又は青年等就農計画に基づく場合に限る。)及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定(農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等についての認定をいう。)を求めること。

なお、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定機関である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等、融資機関及び関係機関の協議に基づく規約がある場合は、当該規

約に従って差し支えないこと。

ウ 改良資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要があると認める場合は、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議すること。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次に掲げる者のいずれかに該当するものである場合は、(1)から(3)までの手続を含め（第3の前文のアからウまでに該当する場合を除く。）、推進会議に関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等についての認定をいう。）を求めなければならないこと。

なお、市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づく規約がある場合は、当該規約に従って差し支えないこと。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって近代化資金若しくは経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たすもの

ウ 近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を農業経営相談センター（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依名通知）別記1の第2等に基づき、県により整備された体制をいう。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 融資機関相互の分担関係の基準等

(1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、次のとおりとすること。

なお、公庫と民間金融機関との協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応すること（認定新規就農者向けの資金は除く。）。

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野、流通加工分野又は新技術にチャレンジする場合は、全体を一括して公庫が対応すること。

ウ 借入額が、認定農業者については1,800万円（法人については、3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織又は集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人

又は任意団体については、3,000万円)を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する(改良資金を除く。)こと。

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。

オ これら以外については、民間金融機関が対応すること。

(2) 改良資金の活用が考えられる場合は、公庫(公庫の受託金融機関を含む。)は関係指導所等県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

4 融資機関等の審査

(1) 融資機関は、3に規定する分担関係の基準に照らし、融資審査を実施しなければならないこと。

(2) 借入希望者が機関保証を希望しており、かつ、民間融資機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めなければならないこと。

(3) 融資機関が融資を行おうとするときは、近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、改良資金については農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第6条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めなければならないこと。

(4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資することができない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関(公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫)に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行う場合は、当該融資機関は融資審査の結果を窓口機関に通知しなければならない。

6 借入希望者への通知

(1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合は、借入希望者にその理由を通知しなければならないこと。

(2) 窓口機関は、借入申込希望書等の受理から原則として1年半以内に借入希望者に融資の可否を通知しなければならないものとし、それまでの間に手続が終了しない場合は、借入希望者にその理由を通知しなければならないこと。

(3) (2)の場合において、融資を行わないときは、別記第4号様式による融資審査等総括表により借入希望者に対して、その理由を説明しなければならないこと。

(4) 融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、別記第5号様式による正式な借入申込書（基金協会による保証の希望がある場合は、別記第6号様式による債務保証委託申込書（以下「債務保証申込書」という。）を含む。）等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から2週間以内に全ての融資手続を完了し、借入希望者が資金を必要とするときに貸付実行が確実に行われなければならないこと。

なお、第3の手続のうち借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続によるときは、借入申込希望書及び経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書及び債務保証申込書の提出を求めて差し支えないものとする。

7 融資実行後の措置

(1) 融資機関は、第3の4の(2)の規定により、借入者から提出される経営状況報告書の内容を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行わなければならないこと。

(2) 融資機関は、第6の2の規定による指導の円滑な実施のため関係指導所から求められた場合は、遅滞なく、第3の4の(2)の規定により借入者から提出があった経営状況報告書の写しを当該関係指導所に送付しなければならないこと。特に認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該関係指導所に送付するものとする。

第6 その他

1 県及び関係機関は、農業の担い手に対してこの制度の周知徹底に努めるとともに、この制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。

2 関係指導所は、この要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うものとする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。

3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

4 窓口機関、県、関係指導所その他関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情

報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 5 窓口機関は、借入申込希望書の受理に当たり、借入希望者に対し、第 5 の 2 の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めなければならないものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第 1 号様式の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めなければならない。
- 6 スーパー L 資金及び近代化資金について、この要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 農経 A 第 321 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 357 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の規定により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、この要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 14 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に貸付けられた本要綱対象資金については、なお従前のとおりとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 16 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年 6 月 9 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 22 年 10 月 6 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和 2 年 6 月 17 日から施行する。
2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。